「週休2日工事」試行実施要領

平成30年9月26日 環境森林部自然環境課 農政水産部農村計画課

(趣旨)

第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとと もに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休2日工事」の実 施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

(用語)

- 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「週休2日」とは、4週6休以上の休日を確保することをいう。
 - (2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、夏期休暇(3日間。以下同じ)、年末年始休暇(6日間。以下同じ)、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
 - (3) 「休日」とは、対象期間における現場での作業を一切行わない日(現場閉所日) をいう。ただし、夏季休暇、年末年始休暇は含まない。

(試行の対象)

第3 週休2日工事は、入札公告(指名通知)及び特記仕様書において、週休2日工事 の試行対象である旨を記載するものとする。

<入札公告(指名通知)記載例>

5 その他の事項

本工事は、週休2日工事の試行対象工事である。

<特記仕様書記載例>

第〇条 休日の確保

本工事は、週休2日工事の試行対象工事である。

試行にあたっては、『「週休2日工事」試行実施要領』(令和2年4月1日 一部改正)に基づき行う。

試行実施要領については、宮崎県ホームページから入手できる。

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shizen/index.html (環境森林部)

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/nosonkeikaku/index.html (農政水産部)

(実施手続)

- 第4 受注者は、週休2日工事の試行実施について、工事打合簿(様式1)により、発注者へ協議するものとする。
- 2 前項において、協議が調い、週休2日工事の試行を実施する場合、受注者は週休2

日の計画を反映した計画工程表を提出するものとする。

- 3 受注者は、週休2日の取得計画及び実績の確認のため、別紙1を参考に週間工程表 を作成し、毎週初日に主任監督員に提出するものとする。
- 4 主任監督員は、前項により提出された週間工程表を基に、休日の確保状況を確認するものとする。
- 5 受注者は、別紙2を参考とし、工事看板に「週休2日工事」である旨を記載するものとする。
- 6 受注者は、工事完了後14日以内(土、日及び祝日を含む。)に別紙3によりアンケートに回答するものとする。
- 7 受注者は、週休2日の取組結果について、工事打合簿(様式1)により、発注者へ 報告するものとする。
- 8 前項において、達成状況について協議が調った後、第5の補正率を決定するものと する。なお、その際発注者が監督員指示書(様式2)により、受注者へ指示するもの とする。

(労務費・機械経費(賃料)・間設工事費の補正)

第5 週休2日工事の試行を実施し、実際に4週6休以上の達成が確認できた場合、発注 者は最終変更契約において、労務費、機械経費(賃料)・間接工事費に下表の補正係 数を乗じるものとする。

		閉所状況		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率		28.5%以上	25%以上 28.5%未満	21.4%以上 25%未満
土 木 ※1	労務費	1.05	1.03	1. 01
	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
	共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
	現場管理費率	1.06	1.04	1.03
施	労務費 ※ 2	1.05	1.03	1.01
設	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
機	共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
械	現場管理費率	1.06	1.04	1.03

- ※1鋼橋製作架設工事、電機通信設備据付工事を含む。
- ※2対象は、「公共工事設計労務単価」とし、「据付工」は対象としない。

(留意事項)

- 第6 週休2日工事の試行実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。
 - (1) 休日には現場での作業などは一切行わない(現場を閉所する。)こととする。

- (2) 受注者が休日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合 は、休日として扱うものとする。
 - ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
 - イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要 な作業を行う場合
 - ウ 現場見学会等、現場を公開する場合
- (3) 前号に掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。
- (4) 休日の計画を変更する場合は、監督員への事前協議を要するものとする。 ただし、降雨、降雪により、予定外の現場閉所とする場合は、その旨を速や かに監督員にメールまたはファクシミリにより連絡するものとし、休日とみな すものとする。
- (5) 週休2日工事はワンデーレスポンス対象工事とする。
- (6) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するよう な指示等は行わないこと。

(実施証明書の発行)

- 第7 週休2日(4週6休以上)を達成した工事には、発注者から受注者に週休2日実施 証明書(様式3)を発行する。
- 2 実施証明書の発行は、工事成績評定通知時に行う。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(執行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この要領実施前に『「週休2日工事」試行実施要領(平成30年9月26日執行)』 を適用した工事については、なお従前の例による。